

各 位

会 社 名 CCH5株式会社  
 代表者名 代表取締役 川村 治夫  
 問合せ先 キャス・キャピタル株式会社  
 取締役 澤村 暢一  
 電話番号 03-3556-5990

### マークテック株式会社の株式等に対する公開買付けの結果に関するお知らせ

CCH5株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、平成 22 年 5 月 14 日、マークテック株式会社（コード番号：4954 株式会社大阪証券取引所（以下「JASDAQ」といいます。）、以下「対象者」といいます。）の普通株式及び新株予約権を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定し、平成 22 年 5 月 17 日より本公開買付けを実施していましたが、本公開買付けが平成 22 年 6 月 28 日をもって終了いたしましたので、下記のとおり、本公開買付けの結果についてお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 買付け等の概要

##### (1) 公開買付者の名称及び所在地

CCH5株式会社  
 東京都千代田区一番町 2 番地

##### (2) 対象者の名称

マークテック株式会社

##### (3) 買付け等に係る株券等の種類

- ① 普通株式
- ② 平成19年12月21日開催の第53回定時株主総会の決議及び平成20年2月14日開催の取締役会の決議に基づき発行された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）

##### (4) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
4,480,052 株	2,881,568 株	一株

(注1) 買付予定数は、本公開買付けにより公開買付者が取得する株券等の数の最大数である 4,480,052 株となります。これは、対象者の第 56 期第 2 四半期報告書（平成 22 年 5 月 14 日提出）に記載された平成 22 年 3 月 31 日現在の対象者の発行済株式総数（4,951,864 株）に、上記第 56 期第 2 四半期報告書に記載された平成 22 年 3 月 31 日現在の本新株予約権の目的となる対象者株式の数（157,700 株）を加え、本公開買付けを通じて取得する予定のない対象者の上記第 56 期第 2 四半期報告書に記載された平成 22 年 3 月 31 日現在の自己株式数（629,512 株）を控除した数を記載したものです。ただし、本新株予約権については行使期間が到来していないため、公開買付け期間中に行使される可能性はないことから、買付予定数の実際の内訳は対象者の第 56 期第 2 四半期報告書（平成 22 年 5 月 14 日提出）に記載された平成 22 年 3 月 31 日現在の対象者の発行済株式総数（4,951,864 株）から、上記第 56 期第 2 四半期報告書に記載された対象者の平成 22 年 3 月 31 日現在の自己株式数（629,512 株）を

控除した株式数 (4,322,352 株) 及び新株予約権 1,577 個となります。

(注2) 応募株券等の数の合計が買付予定数の下限 (2,881,568 株) に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の数の合計が買付予定数の下限以上の場合、応募株券等の全部の買付けを行います。

(注3) 買付予定数の下限は、対象者の第56期第2四半期報告書(平成22年5月14日提出)に記載された平成22年3月31日現在の対象者の発行済株式総数(4,951,864株)から、本公開買付けを通じて取得する予定のない対象者の上記第56期第2四半期報告書に記載された平成22年3月31日現在の自己株式数(629,512株)を控除した株式数(4,322,352株)に、3分の2を乗じた株式数(2,881,568株)です。

(注4) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

(注5) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続きに従い公開買付期間中に自己の株式を買い取る可能性があります。

## (5) 買付け等の期間

### ① 届出当初の買付け等の期間

平成22年5月17日(月曜日)から平成22年6月28日(月曜日)まで(31営業日)

### ② 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

## (6) 買付け等の価格

① 普通株式 1株につき金1,400円

② 本新株予約権 1個につき金1円

## 2. 買付け等の結果

### (1) 公開買付けの成否

本公開買付けにおいては、応募株券等の総数が買付予定数の下限(2,881,568株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の総数(4,105,403株)が買付予定数の下限(2,881,568株)以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書に記載のとおり、応募株券等の全部の買付けを行います。

### (2) 公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名

金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)第27条の13第1項の規定に基づき、金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。)第9条の4及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)第30条の2に規定する方法により、平成22年6月29日に報道機関に公表いたしました。

### (3) 買付け等を行った株券等の数

株券等の種類	① 株式に換算した応募数	② 株式に換算した買付数
株券	4,105,403株	4,105,403株
新株予約権証券	一株	一株
新株予約権付社債券	一株	一株

株券等信託受益証券 ( )	一株	一株
株券等預託証券 ( )	一株	一株
合計	4,105,403株	4,105,403株
(潜在株券等の数の合計)	—	(一株)

(4) 買付け等を行った後における株券等所有割合

買付け等前における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	0個	(買付け等前における株券等所有割合 0.00%)
買付け等前における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	10,053個	(買付け等前における株券等所有割合 22.44%)
買付け等後における公開買付者の 所有株券等に係る議決権の数	41,054個	(買付け等後における株券等所有割合 91.64%)
買付け等後における特別関係者の 所有株券等に係る議決権の数	186個	(買付け等後における株券等所有割合 0.42%)
対象者の総株主等の議決権の数	43,213個	

(注1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」及び「買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成22年5月14日に提出した第56期第2四半期報告書に記載された平成22年3月31日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を100株として記載されたもの)です。ただし、対象者の本新株予約権及び単元未満株式も本公開買付けの対象としていたため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、上記第56期第2四半期報告書に記載された平成22年3月31日現在の本新株予約権の目的となる対象者株式の数(157,700株)に係る議決権の数(1,577個)及び単元未満株式に係る議決権の数(上記第56期第2四半期報告書に記載された平成22年3月31日現在の単元未満株式1,064株から、平成22年3月31日現在の対象者の保有する単元未満自己株式12株を控除した1,052株に係る議決権の数である10個)を加えて、「対象者の総株主等の議決権の数」を44,800個として計算しております。

(注3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算

該当事項はありません。

(6) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地  
野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

② 決済の開始日  
平成22年7月6日(火曜日)

③ 決済の方法  
公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します(公開買付代理人のインターネット専用サービスである野村

ジョイを経由して応募した場合は除きます。) 。野村ジョイを経由して応募された場合には、野村ジョイのホームページ (<https://www.nomurajoy.jp/>) に記載される方法により交付されます。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により受け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります)。

### 3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針につきましては、本公開買付けに係る公開買付け開始公告及び公開買付け届出書に記載の内容から変更はございません。

なお、対象者の普通株式は、本日現在、JASDAQに上場されておりますが、公開買付者は、公開買付者を存続会社とし、対象者を消滅会社とする金銭を対価とする吸収合併を実施することを予定しておりますので、その場合には、対象者の普通株式は所定の手続を経て上場廃止になる見込みです。今後の手続につきましては、決定次第、対象者より速やかに公表される予定です。

### 4. 公開買付け報告書の写しを縦覧に供する場所

CCH5株式会社

東京都千代田区一番町2番地

株式会社大阪証券取引所

大阪市中央区北浜一丁目8番16号

以 上